

令和5年度 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修実施要綱

1 ねらい

小規模多機能型居宅介護事業所が利用者に関する居宅介護支援計画等を適切に作成するため「基準の正しい理解」「適切なサービスの提供」「利用計画作成」などの当該サービスに係わる必要な知識・技術の理解を深め、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることをねらいとする。

2 受講対象

小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所（今後、開設が予定される事業所を含む）において介護支援専門員として計画作成に従事している方（予定者を含む）であって、次のいずれかの研修を修了している方。

※ ただし、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、介護支援専門員証の交付を受けていない方も含みます。

- | |
|-------------------|
| 1 認知症介護実践者研修 |
| 2 痴呆介護実務者研修（基礎課程） |
| 3 痴呆介護実務者研修（専門課程） |

3 受講定員 30名

4 日程等

期 日	市町村への申込期間 申込先：各管轄市町村 介護保険担当	研修受付システム 申込期間	可否通知 メール送信予定
令和6年 1月24日(水) ～25日(木)	10月16日(月) ～10月17日(火)	10月11日(水) ～10月20日(金)	11月15日(水)

5 研修会場

秋田県社会福祉会館 7階 第1・2研修室

6 受講料

1,500円 ※ 納入方法は、受講決定者に別途お知らせします。

7 受講の申込

(1) **※ 今年度から申込方法が変わりましたので御注意ください。**

① 受講希望者は、本会ホームページから申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、上記の申込期間内に事業所が所在する市町村介護保険担当あてに申し込んでください。

なお、申込先については「令和5年度認知症実践研修市町村担当一覧」を参照してください。(FAXでの申込不可。)

② 今年度から「研修受付システム」からの申込も必要となります。
上記申込期間中に「研修受付システム」よりお申込みください。

※ 「研修受付システム」未登録の事業所は、「研修受付システム登録について」を参照し、登録手続きをお願いします。

※ 10月11日（水）の9：00以降申込ができます。申込開始時刻以降に、該当の研修名が表示され、申込ができます。申込開始時間前には表示されませんので御留意ください。

（2） 各市町村が審査した上で必要と認めた場合には、各市町村長の推薦書を添えて本会あてに申し込みを行うものとします。

8 受講の決定

申込者には、受講の可否について「研修受付システム」からメールで連絡します。

9 修了証について

修了証は、全日程を修了した場合に交付します。

受講状況や受講態度が本課程修了にふさわしくないと判断した場合は、修了証を交付しません。

10 留意事項

（1） 本会の「個人情報保護規程」に基づき、提出された受講申込及び推薦書は他の目的に使用しません。

（2） 会場となる秋田県社会福祉会館には駐車場はありますが、不特定多数の会館利用者の駐車場です。研修受講者の駐車を保証できませんので予め御了承ください。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

施設振興・人材・研修部 研修担当

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館 7階

TEL：018-864-2775 FAX：018-864-2840